

奥田晴樹著

## 『日本近世土地制度解体過程の研究』

今西 一

中国史の岸本美緒氏の言葉を借りれば、近年「所有」論は、「一種の『混沌』感覚をともないつつ、新たな隆盛を迎えている」（同「土地を売ること、人を売ること」、同他編『比較史のアジア』東京大学出版会、2004年、21頁）。確かに文化人類学（杉島敬志編『土地所有の政治史』風響社、1999年他）や法学（加藤雅信『「所有権」の誕生』三省堂、2001年他）などの多様な分野で、周縁地域の土地所有の実態が明らかになるなかで、かつての「共同体から私的所有への発展」を歴史の進歩を見る進歩史観が批判され、J・ロックやK・マルクスらの「自己の労働に基づく所有」論を高く評価した平田清明の「個体的所有」論（同『市民社会と社会主義』岩波書店、1969年）や、C・B・マクファーソンらの「所有権的個人主義」の議論（同『所有権的個人主義の政治理論』合同出版、1980年）など、「市民社会」派の人びとの議論は色あせてきている。

その背景には、現代資本主義の下で、人間の臓器から精液までもが売買されている「ボディ・バザール」の展開（L・アンドールズ他『人体市場』岩波書店、2002年）や、資本がグローバル化するなかで、国連報告でも年間400万人を超える人身売買が行われている、といった「現代奴隷制」の問題などが横たわっている。また社会主義体制の崩壊によって、「私的所有」の克服と生産手段の「社会化」や「国有化」を課題としてきた、マルクス主義の「社会主義的所有」論そのものの破綻が明らかになってきたことがある。

このような状況のなかで、かつては地租改正研究や寄生地主制研究などで、膨大な研究史を蓄積してきた日本近代史が、丹羽邦男氏の『土地問題の起源』（平凡社、1989年）や80年代の「モラル・エコノミー」論（稲田雅洋・牧原憲夫・鶴巻孝雄氏など）以降、土地所有論をめぐる議論を本格的に立ち上げてこなかったのは、むしろ奇妙な現象である。ここにも近年の「ポスト・モダン」論の隆盛のなかでの、社会経済史や民衆史の後退という問題があ

る。

まず序章で著者は、本書を「明治維新以前の解体過程では、改革の政策理念ないし意図が形成される歴史的背景の考察に関わる範囲に止めた」（1頁）と自己限定し、「『明治国家』における『近代的土地所有』の財政的機能について主として探求し、政治的、さらに経済的・社会的機能については後日を期したい」としている（2頁）。

第1章では、近世の領地権を、「分与された国家統治権」とする見解と、「封建的土地所有権」とする見解が対置されて、前者では年貢諸役は「租税」となり、後者では「地代」となるとする（6頁）。次いで1840（天保11）年の川越・庄内・長岡三藩の三方領地替などの緒事件が紹介され、天保期以降に「石高」規範が解体したとする（8頁）。

その後の戊辰戦争、版籍奉還、秩禄処分によって、近世の領地権は、天皇の「王土論」のもとで家産化の途が否定され、「所持」だけが残ることになる。また、「町の団体自治、土地所有の実質を備える町屋敷（町地）の所持などが、「近代国民国家の下での地方自治と私有財産のあり方と、すぐれて近似したもの」としている（14頁）。

第2章では、神田孝平の地租改正提議が検討され、この「所持」が、いかに近代的土地所有に転化するかを、彼の言説のなかから検討している。神田の1861（文久元）年の『農商弁』の「商業立国論」は、「外庄→軍備の強化→貢租の増徴→内乱と、民心の収攬→貢租徴収の緩和→軍備の弱体化→列強による侵略」（25頁）という幕末政治が直面していた矛盾を、市場経済を全面的に開放して、「流通段階で課税する間接説」（21頁）の増大によって乗り切ろうとした。しかも維新後の「江戸市中改革仕方案」（1868年）では、「総代会議」が提案されている（29頁）。そして翌69年、神田は公議所で「税法改革ノ議」を提案している。同案は、「従来の税制を廃止し」、「田地の売買を許可し」、「地価（『沽券直段』）に定率課税してはどうか」というものであった。ここには国家の「予算制度の導入」というねらいがあった（31頁）。

翌70年に神田は、「田税改革議」を再提案し、沽券管理のための「小役所」の設置を追加している。この「小役所」によって、「町村を介さずに、地主＝個別経営（者）と直接相對することになり」、「村請制は不要となり、地方統治のあり方の根本的な改革は必至」となった（43頁）。しかし、著者は「神田提議にしても、税率や地価の決定に際しての、

土地所有権に対する国家による制限を、合理化し得る法的根拠を開示できないアポリアを抱え込んでおり、それは「地租改正法にも継承され」たとしている(48頁)。

第3章の「地租改正」では、従来の地租改正研究を、「改租事業の展開過程で生じた政府の作業方針の変更がそれにどう影響したかはかならずしも十分に検討されて」いないと批判する(52頁)。そして、公議所の土地売買解禁論議、悪質貨問題と開明派官僚の動き、地券交付の動向が分析され、1872年「一月のまず東京府の市街地、ついで同年一〇月晦日までに全地所の所持が、近代的土地所有としての基本的要件を法制化されるに至った」とする(59頁)。ただし、明治初年の鉱山での土地私有権の制限に対しては、「鉱山王有」説を批判して、地券制度と両立した「抗物(鉱物)官有制」と規定する(60頁)。

地租改正の問題では、1873年の地方官会同には、「租税共議権思想」があり、「この時期に政府部内で立憲政体導入の動きが表面化してくる」とする(63頁)。しかし、1875年の太政官布達第154号で、「郡や区を単位とした改租をも認める、地租改正法の漸進主義の作業方針は撤回され、拙速主義へと転じ」られたとする(69頁)。政府が減租の予防処置を設けたこともあって民衆との矛盾は激化し、1876年の和歌山県の粉河騒動のような「『惣百姓一揆』型」の農民闘争を惹起した(73頁)。これに対し政府は、翌77年に地租を地価の2.5%として、全体として近世より「小幅ながら減租」となった(75頁)。そして、第4章「関東の地租改正」では、地租改正事務局の抑制措置にもかかわらず、大幅な減租になったことが明らかにされている。

第5章の「近代的土地所有の確定」では、特に皇室財産制度と帝国憲法制定の時期の土地所有論議が紹介され、結局、井上毅がA・モッセの議論を受け入れながら、「個人=私権=所有権が、主権=公権=天皇の全国統治大権に絶対的に服従するという法理を構成し、服従義務の根拠を王土王民の国体に求め」たとした(127頁)。近代土地所有は、皇室財産論議のなかで動揺し、帝国憲法の成立によって確定したのである。また、地券は1889年に廃止され、土地登記制度に転換した。

第6章から8章では、石川県の割地慣行、神田孝平の「転身」、近代的土地所有と住民組織、近代的土地所有への規制などの問題が議論され、終章では、「近代的土地所有をめぐる意識状況」として、

1878年の神奈川県の実土事件や民権派の土地所有観などを紹介し、法制と照応しない主張があったことを指摘している。

さすがに著者の長い歴史教育の実践の成果もあって、本書はきわめて読みやすく、簡潔に要点を整理している。近世史と近代史を繋ぎたいという意欲にも賛同する。しかし、あえて難点を言えば、本書は著者も注のなかで、「歴史研究の方法的最前線が『言語論的転回』の問題に直面していることは承知している」としながら、「本書は比較悟性による『歴史的反省』の立場にあえて踏み止まっておく」と自己の立場を表明しているが(4頁)、いささかオーソドックスな分析に終始していると思われる。

最初の「封建的土地所有」の問題にしても、近年では、日本中世史の保立道久氏によって「封建制」概念そのものの放棄が提唱され(『歴史学をみつめ直す』校倉書房、2004年)、イギリス史のスーザン・レイノルズ氏によって、「封と家臣とがヨーロッパ中世の支配的な制度ではない」(森本芳樹『比較史の道』創文社、2004年、241頁)といった問題提起がなされているなかで、著者は「日本近世土地制度」の内容について明言を避けているのは残念である。

また、牧原憲夫氏らの研究を、「ポスト・モダンの立場」と断定し、「今日的な価値判断によって研究対象の評価換えを行うことで解決のつくものではない」(奥田晴樹『立憲政体成立史の研究』岩田書院、2004年、183頁)と切り捨ててもよいのだろうか。著者の立場は、近代立憲制の研究で、尾佐竹猛氏以来の政治史・制度史研究の継承を目指しており、色川大吉・安丸良夫氏らが切り開いてきた民衆史・民衆運動史には厳しい評価をあたえている。しかし、今日の研究状況では、両者の断絶をこそ乗り越えなければならないのではないだろうか。

細かい話になるが、神田孝平の議論の先駆性はわかるが、神田の近代的土地所有論が、現実の地租改正法の制定に、どれほどの役割を果たしたのであろうか。神田は、1871年11月から兵庫県令となっており、75年に地方官会議の幹事長にはなっているが、中央政界にいたわけではない(155頁)。幕末の「農商弁」にいたっては、「農ヨリ租税ヲ収ムルニハオヨバズ」(19頁)といった、徹底した重商主義の主張であり、現実の地租改正とは遠い議論である。彼の議論が、どれだけ現実の政治を動かせたのかも再検討する必要があるのではないだろうか。

著者の議論のなかでは、「土地国有」論が重要な

問題になるが、井上毅らの「国有」論は、「私権」や「部分社会」というものを、一切認めない議論ではなく、その「私権」を認めたくて公的なコントロールが可能だという議論である。これは近代天皇制の評価にも係わってくるが、幕末の「王土」論と近代立憲制下の「国有」論との相違についても、明確な規定が必要になるのではないだろうか。

最後に、無いものねだりを付け加えれば、著書の土地改革と立憲制の関連を問いたいという問題意識はよくわかるが、身分制の解体や、賤民、芸娼妓、盲人、役者など、さまざまな被抑圧民衆の「解放」は、どのように考えておられるだろうか。いささか厳しい言い方をすれば、著者の立場は、内在的批判の対象である「開明派」官僚の立場に立って、日本の近代的土地改革を見てしまっているのではないだろうか。評者は、北海道や沖縄の土地改革（＝収奪）、植民地の土地改革（＝収奪）などとも比較しながら、地租改正の評価が必要な時期にきていると考えている。

（弘文堂，2004年9月，229頁，3,675円）